

# 中央市分別収集計画 (第 10 期)

令和 4 年 6 月

中 央 市

## 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6項)	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7条)	5

# 中央市分別収集計画

令和4年6月

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、田富・玉穂地区の中間処理は中巨摩地区広域事務組合清掃センター、豊富地区では民間事業者へ処理委託として実施しているが、将来的には統一することとしており、「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、山梨西部広域環境組合において、一般廃棄物処理施設の集約による効率的な処理体制などの構築に向けて検討がされている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって、取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・市民・事業者・行政が一体となった4Rの推進
- ・廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る
- ・循環型社会の構築を目指した広域的、効率的かつ効果的な廃棄物処理行政の展開に努める

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ミックス紙（紙製容器包装を含む）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	565 t	564 t	563 t	562 t	561 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、広く市民、事業者等にごみ処理に対する意識を把握する。

また、本市環境衛生委員・エコライフ推進員に容器包装に係る意見を聞くとともに、リサイクル活動容器包装廃棄物の4Rを推進する。

### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、学校教育として環境副読本の活用や廃棄物処理施設の社会見学などのあらゆる学習機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の増大等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらにごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意識及び効果、並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### ・過剰包装の抑制

商工会議所や大型ショッピング施設との連携などにより、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

### ・販売包装の有料化、買い物袋持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導及び関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

### ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	ミックス紙（紙パック、段ボール以外の紙製容器包装を含む）
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって「その他プラ」として混合収集するもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		単位:t									
主としてスチール製の容器		12.41		12.39		12.37		12.35		12.33	
主としてアルミ製の容器		27.21		27.16		27.12		27.08		27.03	
無色のガラス製容器		37.96		37.90		37.84		37.77		37.71	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		36.61	1.35	36.55	1.35	36.49	1.35	36.43	1.34	36.37	1.34
茶色のガラス製容器		27.65		27.60		27.55		27.51		27.47	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		26.12	1.53	26.07	1.53	26.03	1.52	25.99	1.52	25.95	1.52
その他のガラス製容器		21.57		21.54		21.50		21.47		21.43	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		21.57	0.00	21.54	0.00	21.50	0.00	21.47	0.00	21.43	0.00
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		7.26		7.25		7.24		7.23		7.22	
主として段ボール製の容器		244.23		243.84		243.45		244.06		230.48	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		58.25		58.15		58.06		57.97		57.87	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0.00	58.25	0.00	58.15	0.00	58.06	0.00	57.97	0.00	57.87
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイを含む)		69.47		69.36		69.25		69.14		69.03	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		69.47	0.00	69.36	0.00	69.25	0.00	69.14	0.00	69.03	0.00
(うち白色トレイ)											
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、宅地分譲及び共同住宅の新築に伴う人口増や転出入等の流出入による人口増減も勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
30,583人 (対前年度比)	30,534人 (対前年度比)	30,485人 (対前年度比)	30,436人 (対前年度比)	30,388人 (対前年度比)
99.84%	99.84%	99.84%	99.84%	99.84%

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会による集団回収や24時間リサイクルステーションに搬入される容器包装廃棄物等は、引き続きこれらの団体や施設で分別収集を実施することとする。

**11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）**

田富・玉穂地区の缶類は、民間業者が圧縮・保管し、びん類は中巨摩広域事務組合の清掃センターで圧縮保管する。

豊富地区のびん・缶類は、民間業者で選別、圧縮保管する。

ペットボトルについては、市内全域分を指定法人である業者の施設で保管する。

**12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項**

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくための推進体制を整備する。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、各地区の環境衛生委員及びエコライフ推進員と連携し啓蒙、啓発活動を進める。

- ・ 各地区の集団回収を促進するため、奨励金の交付、回収機材の貸与、回収に係る消耗品などの支援を行う。